

第 6 1 号議案

東大和市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市組織条例の一部を改正する条例

東大和市組織条例（昭和54年条例第1号）の一部を次のように改正する。

「市民部	「市民環境部
子育て支援部	子ども未来部

第1条の表中 福祉部 を 地域福祉部 に改める。

環境部	健幸いきいき部
都市建設部 」	まちづくり部 」

第2条の表企画財政部の項第5号を削り、同表総務部の項第2号中「、財産及び契約」を「及び財産」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）契約及び検査に関すること。

第2条の表市民部の項中「市民部」を「市民環境部」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「文化振興」を「環境及び公害」に改め、同号を同項第6号とし、同項に次の1号を加える。

（7）廃棄物の処理及びリサイクルに関すること。

第2条の表子育て支援部の項中「子育て支援部」を「子ども未来部」に改め、同項第3号を削り、同表福祉部の項中「福祉部」を「地域福祉部」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同表環境部の項を次のように改める。

健幸いきいき部

（1）高齢者福祉に関すること。

（2）介護保険に関すること。

（3）国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

（4）保健及び医療に関すること。

第2条の表都市建設部の項中「都市建設部」を「まちづくり部」に改め、同項第1号中「及び地域整備」を「、地域整備及び土地区画整理」に改め、同項第2号中「交通対策」を「公園及び都市緑化」に改め、同項第3号中「、公園」を削り、同項第6号を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）交通対策に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（東大和市交通安全対策審議会設置条例の一部改正）

- 2 東大和市交通安全対策審議会設置条例（昭和37年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「都市建設部」を「まちづくり部」に改める。

（東大和市都市計画審議会条例の一部改正）

- 3 東大和市都市計画審議会条例（昭和46年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市建設部」を「まちづくり部」に改める。

（東大和市環境保全審議会条例の一部改正）

- 4 東大和市環境保全審議会条例（昭和47年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「環境部」を「市民環境部」に改める。

（東大和市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

- 5 東大和市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和55年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉部」を「健幸いきいき部」に改める。

（東大和市下水道使用料審議会条例の一部改正）

- 6 東大和市下水道使用料審議会条例（平成6年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市建設部」を「まちづくり部」に改める。

（東大和市地域福祉審議会条例の一部改正）

- 7 東大和市地域福祉審議会条例（平成7年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条中「福祉部」を「地域福祉部」に改める。

（東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部改正）

- 8 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第27条中「市民部」を「市民環境部」に改める。

（東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部改正）

- 9 東大和市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子育て支援部」を「子ども未来部」に改める。